

Osaka Gakuin University Repository

Title	「御小姓組方例書私録」(一) 一十八世紀江戸幕府軍事部隊の古記録の翻刻と解説一 Decoding ancient records "Okoshougumikatareishoshi- roku" vol.1 — Deciphering and explaining the historical records of the Edo Shogunate army in the 18th century —
Author(s)	横山 輝樹 (Teruki Yokoyama)
Citation	大阪学院大学 人文自然論叢(THE BULLETIN OF THE CULTURAL AND NATURAL SCIENCES IN OSAKA GAKUIN UNIVERSITY), 87:32-52
Issue Date	2023.12.31
Resource Type	Data/ 資料
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

図書之印」 葉山文庫 私録目録

」とある (傍点筆者)。また、上巻本体部分一丁目表には紅

(「秘閣図書之印」乙種)、二丁目表には紅葉山文庫

(「秘閣

甲種)と内閣文庫、一〇五丁目裏・二〇八丁目表には内閣

御小姓組方例書私録」(一)

十八世紀江戸幕府軍事部隊の古記録の翻刻と解説

横 山 輝 樹

はじめに

坤 ヨコ十二・六センチ。本体部分の紙数は上巻 に分かれており、形状は竪帳、法量はいずれもタテ一九・五センチ× などを内容別に分類し、これらを編年で収録したものである。上下巻 性組に関する各種法令・通達、 ている古記録であり(内閣文庫、 例書私録 「御小姓組方例書私録」(以下、「私録」)は国立公文書館に所蔵されまこようぐみかたれいしょしる< (エ) が一三二丁である。表紙の題箋にはそれぞれ「例書私録 坤」とあり、 上巻冒頭の目次部分には「御小性組方例書 同組の運営・職務に関する申し合わせ 一五二-〇一一七)、江戸幕府の小 (乾 が二〇八丁、下巻 乾

> の蔵書印が捺されている。 文庫の蔵書印が捺されている。 (甲種・乙種) と内閣文庫、 六六丁目裏・一三二丁目裏には内閣文庫 下卷本体部分 一丁目には紅葉山 [文庫

いた。 り、これらを「五番方」と総称するが、両番が最も高い格式を有して 番と同様に旗本で構成された軍事部隊に大番・新番・ としては書院番があり、 番頭一名 士定員五十名(番頭支配、 本で構成されている。 小性組とは江戸幕府の軍事部隊のひとつであり、 (若年寄支配、 後述する通り複数の組で編成され、 両者をまとめて「両番」と呼ぶ。 諸大夫)、組頭一名(若年寄支配、 御目見以上)が置かれた。同格の軍事部 上級幕臣である旗 小十人組が この他、 各組ごとに 布衣)、番 両

小性組は平時には江戸城本丸の紅葉之間を詰所とし、 殿中の警衛 中核部隊として幕末まで存続した。

役、諸国巡見使、江戸市中の巡回なども勤める。慶長十年(一六〇将軍出行時の身辺護衛が主な役目であるが、この他、儀式の際の給仕

二)に創設された。さらに、寛永九年(一六三二)正月の大御所徳川五)に創設された書院番から分離するかたちで、元和八年(一六二

小性組は六組となった(これより後、将軍世嗣や大御所が同城西丸や付)の両番は本丸(家光付)の両番に吸収合併され、書院番は八組、秀忠の死去に伴い、幕府の軍事部隊が再編成され、江戸城西丸(秀忠

増減はありつつも、慶応二年(一八六六)に廃止されるまで、幕軍の年、両番はそれぞれ十組に増設された。以後、両番は、組数に若干の二丸にいる場合はそちらにも別個の両番が配置された)。さらに翌

七四) 書き継がれた記録を、 を務め続けた者はいない。 代」「当御代」とあることから、 れている事項の上限は正徳六年(一七一六)、下限は安永三年 内容からある程度絞り込むことが可能である。「私録」は小性組を率 したということになる。無論、 いる番頭 はその周辺にある者により作成されたと考えられる。また、 であり、 の作者・成立年代についてはいずれも不明であるが、 (小性組番頭) 文中に「有章院様御代」「有徳院様御代」「惇信院様御(鷽三纂書) 安永三年から家治が死去する天明六年(一七八 の立場から記録されており、 よって、 正徳六年から安永三年まで小性組番頭 徳川家治が将軍であった期間に成立 「私録」 」とは小性組内部において 番頭自ら、 記載さ ある 記

たものと考えられる。
、
「⑤」
、
、
までの間に小性組番頭であった者、あるいはその関係者がまとめ

組との関わりの深い書院番や大番に関する記述も度々見られることを「私録」の構成・内容は以下の通りである。なお、「私録」には小性

上巻(乾)

申し添えておく。

①御成之部

用について。各組の担当場所、交代時の留意事項などが記録や紅葉山などに将軍やその世嗣らが出御する際の小性組の運歴代将軍の廟所である寛永寺や増上寺、江戸城内の吹上御庭

②遠御成之部

されている。

項も記録されている。物を追い出し、仕留める役目)を小性組が勤める際の留意事組の勤め方。警固など通常業務の他、勢子(狩猟において獲料軍が江戸近郊で鷹狩や猪狩といった狩猟を行う場合の小性

③諸伺幷御届之部

らの問い合わせに答えている。年寄とのやりとり。若年寄は「附札」というかたちで番頭か小性組の職務などについて、小性組番頭とその上役である若

④進物番之部

は将軍家の下賜品、大名・旗本などの献上品のことを取り扱小性組の出役である進物番を務める際の指示など。進物番と

う役目であり、両番からの出役を例とする

5御仕置之部

にその詳細が記録されている。小性組番士を務める旗本の知行所における百姓の処罰を中心

⑥弓馬幷水稽古之部

子を勤める者)についての規定なども含まれている。記録されている。また、狩猟における騎馬勢子(騎乗して勢武芸見分、同じく将軍による武芸上覧についての規定などが武芸の分にないの規定などがある中渡や、番頭による

下巻 (坤)

⑦諸被 仰渡之部

が含まれるが、狩猟・武芸についての申渡が多い。武芸・学問吟味、拝借金、皆勤者への褒美など、様々な事柄小性組の運用についての様々な申渡について。旗本家惣領の

起きた際の各組の働きについても記録されている。火事の際に各組が担当する持場などについて。実際に火事が

⑨諸断之部付御礼之部

における規定、小普請入する際の手続き、足高制に付随する分限帳(氏名・禄高・石高、役職などを記した帳面)作成時

格式などについてまとめられている。

⑩異変之部

心の記録の他、急養子(末期養子)についての記録。突発的な事件、たとえば町人による駕籠訴や小性組番士の乱

⑪雑之部

容が記録されている。 に使用する料紙について、祝儀に関する規定など、雑多な内上使として派遣される際の指示、若年寄に伺書を提出する際

た「私録」全体の把握のためには細目が必要であるが、これについて掲載出来ないが、以後、数回に分けて全文を紹介する予定である。ま紙幅の都合により、本稿においては①御成之部、②遠御成之部しか

は最終回にて掲載する所存である。

日次記」 収されている内容は全てが新出というわけではない。たとえば正徳六 ている。 容は両番士への弓馬励行と両番頭の弓馬見分の実施を命じるものであ 頭)に書付を与えた 古之部」)。ただし、それは「私録」に限ってのことではなく、「柳堂 る。「私録」にはこの書付の文言が収録されている 最後に「私録」の史料的価値について論じておこう。「私録」に所 (一七一六)二月二十九日、若年寄が両番頭(書院番頭・小性組番 同日の条の よって、 この書付自体は「私録」 「教令類纂」二集七十三・武術之部にも収録され (史料番号⑥-1、 凡例参照のこと)。 が新出というわけではな (⑥ 「弓馬幷水稽 書付の内

を探る上で不可欠の史料であるといえる

【凡例】

「諸伺幷御届之部」では小性組番頭から若年寄に向けた問い合わせ 様な対応を取ったのかが判明するのである。この事例に見られる通 ける弓馬見分などに関する申し合わせ事項までもが収録されている。 小性組の動向(および小性組と若年寄をはじめとする幕閣との関係 いるが、これなどはその最たるものであろう。「私録」 (及びこれに対する若年寄からの附札による返答)が多数収録されて 「私録」の記載内容により、若年寄からの命令を受けた小性組がどの 「私録」の特徴は小性組の動向が詳細に分かるという点にある。 しかし「私録」の場合、これに続けて同年閏二月の小性組内にお は近世中期の

どの傍注を付した。

6 闕字・平出はいずれも一字空けで処理した。

7

- 人名については『寛政重修諸家譜』を元として名乗り 役職の傍注を付している。ただし、 「若」(若年寄)、「小」(小性組番頭)、「書」(書院番頭) と略して 頻出する役職については (実名)・
- 8、文中の隅付き括弧 【 】 は史料番号として筆者が付したものであ る。これらの番号は最終回に掲載する細目でも使用する。

いる。

「例書私録 乾

漢字は原則として常用の字体を用い、仮名は現行の字体に改めた。 ただし、合字「ゟ」(より)は残している。また、 助詞の 一而

を下げ、右寄せをした上で表記通りとした。 (て)、「こ」(に)、「茂」(も)、「者」(は)、「江」(え) はポイント

2 読点・中黒は全て筆者によるものである。

3 虫損など判読不明の箇所については、文字数が分かる場合は□

4 筆者による傍注は全て丸括弧 ()を付けている。 丸括弧が付い

ていない傍注は「私録」に元々あったものである。

5

朱書や表紙題箋はカギ括弧「

」で括り、(朱書)(表紙題箋)

な

分からない場合は角括弧 [] で示している。

御小性組方例書私録目録 御成□部 諸被 御仕置之部 諸伺幷御届之部 仰渡之部

進物番□部

弓馬幷水稽古之部

異変之部 火事之部

諸断之部付御礼之部

御成之部

有徳院様御代

森川出羽守殿御渡被成候御書付正徳六丙申年十一月十三日

右之通被得其意可被申渡候、

尤御

目

付江も申達候間、

可

被

相

談

七月十□[®] □ H

吹上 御成之部 御先勤之覚

御小性組五人

被□候、ඎ☆は一般では、一般では、「金)のでは、「金)のでは、「金)のでは、「金)のでは、「金)のでは、「金)のでは、「金)のでは、「金)のでは、「金)のでは、「金)のでは、「金)のでは、「金)のでは、

1 2

同月廿二日

候之処、八ツ時以後 還御ニ候者御台所江可遣旨被仰聞候、依之御 [] 御台所江遣申度旨、両番頭詰番ゟ森川出羽守殿江相窺、今日吹上江被為 成候付、 御先江罷越 御先番之御番衆、 還

八時以後御番衆御台所江遣候義、詰番ゟ御目付衆江申□置候

1 4

同年八月七日

.

享保二丁酉年七月十八日

一、両番頭詰番互森川出羽守殿御渡被候御書付

見出し両番頭江

が出し回る国家

即三即はこので、で耳人が目及ば、つき、吹上御庭江 御成之節、

一、御番衆代候節者、例之通筋ヲ紅葉山下御門之外ニ罷在候御目付江一、御先御供之面々、食事以前相越候もの者、見合代候様可致事、

致案内為代候事、

① -5

難有仕合之段、

御直ニ御請申上候事、

同年十月十四日

肥前守江御尋候得共、委細不相知候付、一般等、少 増上寺江被為 佐渡守殿 申達候処、 供下り候節、 方詰番諏訪主殿江仰聞候者、 同十七日佐渡守殿御書院方詰番阿部遠江守・御小性組 御目付江茂不申達、 成候節、 御届申達候処、 御小性組方御供番稲葉下野守病気ニて御 此頃増上寺御仏殿江被遊 同 向寄江立寄養生仕、 十六日佐渡守殿、 下野守宅江罷越、 詰 御参詣 番 戸 田

- 十八世紀江戸幕府軍事部隊の古記録の翻刻と解説 -

供欠キ候之義、 本多淡路守御供番之所、 無之故、 入念候様被仰聞、 其通りニ候、 御目付江も早速不申届、 向後かやう成義無念無之様可申合候、 則主殿義下野守宅江罷越申達候事 心付可申義無其義候、 無念に候、 向後御供之義申 併上ニ思召も 且又

節

御成御供稲葉下野守御道ゟ下り不相勤、

病気と者乍申、

御

① |-| 6

同年十一月廿二日

去十九日御目付稲葉多宮義、 御小性組方詰番戸田肥前守書付相達

候付、 昨日寄合之上、昨日書付認、 詰番三枝丹波守

の多宮江相

渡候事、

覚

御目付合遣候書付 両御番衆江

之節、 両番何組

御供立前幷衣服

但、

番 韻· 組頭 御成・ 還御勤方

押両御番ゟ何人充

大押場所ニより何人充

但 衣服

以上、

紅葉山 御社参・ 御仏参、 上野、 増上寺、 Щ 王

浜御殿 御成

御供番御小性組 一組 熨斗目、

衆跡、 御供番之番頭、 熨斗目・半袴ニて御装束所迄御供仕 候、

立前御

一月十九日 三宅大学 稲葉多宮

鈴木伊兵衛

多宮江相渡候書付 紅葉山行列 御社参

御供番御小性組 組素襖、 御供番之番頭、 大紋ニ而行列

御小性組方

御先番其外非番之番頭壱両人、 大紋にて行列罷出候

御供之組頭其外非番之組頭弐三人、布衣ニて御奉公、 御供罷 出

番衆とも、 御道具之先江御供仕候 立前者、

御奉公御供之中與五名二相交御供仕候、

御供番組頭

御 候

組頭御奉公御供、紅葉山江計罷出候

諸大夫之組頭非番之節者、 大紋ニ而行列罷出

御供押、 御小性組合弐人、熨斗目・半袴

但 中押同勢押、 御書院方代々相勤申候

上野 増上寺 御仏参

非番之番頭壱両人、 大紋ニて行列ニ罷出

御先番之御小性組 組、 熨斗目・半袴、

上野者中堂・本坊 増上寺者本堂・方丈、御書院方代々相勤申候 供仕候、

御先番代々番頭 還御之御供仕候

御供番組頭、 熨斗目・半袴ニて御装束所迄御供仕候、 立前御道具

之跡、 御番衆之先

諸大夫之組頭非番之者者、大紋二而行列罷出候

紅葉山 御社参・

御供番御小性組一組熨斗目

御供番之番頭、 熨斗目・半袴、立前御番衆之跡

予参非番之番頭、熨斗目・長袴ニて罷越候、

御供番之組頭、 熨斗目・半袴、立前御道具之跡、 御番衆之先、

非番之組頭御奉公、御供弐三人、熨斗目・半袴にて、中奥相交御

上野・ 増上寺 御仏参

御供番御小性組一組熨斗目、

御供番之番頭、 熨斗目・半袴、立前御番衆之跡、 御仏殿迄御供仕

候、

御先番代々番頭 還御之御供仕候,

御先番御小性組 組、 熨斗目・半袴、 勤方同前

御供番之組頭、 熨斗目・半袴、 立前御番衆之先

山王 御社参

> 御供番御小性組一組、 熨斗目・半袴、

勤方番頭・組頭・御番衆共、上野・増上寺同前

御先番御小性組一組、 熨斗目・半袴、

観理院樹下民部宅江御書院方代々相勤申候

時により観理院御番計、両御番之内ゟ相勤申候、

浜 御殿・ 御堀廻 御成

御供番之御小性組一組、 羽織・袴

番頭・組頭、 羽織・袴、 番頭立前同前、 組頭立前同前

御供代之番頭 還御之御供仕候

但、 御堀廻り者御供代無之、

大押御小性組方、のしめ・半袴、

上野三人、 増上寺弐人、

御供押、のしめ・半袴、紅葉山・上野・増上寺・浜 山王弐人、 御殿

御

廻りとも弐人、 中押・ 同勢押、 御書院方代々相勤申候

但、

浜

御殿・御堀廻り之節者羽織・袴、

1 7

享保六「五」庚子年十月十四日

一、明十三日、大久保佐渡守殿江両番頭ゟ進達之書付、 右御尋に付而

前々紅葉山・上野・増上寺 御成之節者番頭御供二罷出候義無御

[七]

同月廿六日 1 8

、大久保佐渡守殿両番頭江御渡被成候御書付、

1 9

- 十八世紀江戸幕府軍事部隊の古記録の翻刻と解説 -

見出し

両番頭江

坐候、

但、 西丸江被為 成候節、 御供罷出候義も御坐候様子留帳ニ相見申候

貞享四乙丑年四月朔日、 自今以後 御成之節、 組罷出候時分、

依遠近、 其番頭可致御供旨、 秋元摂津守殿詰番之番頭江被仰渡

候、 以上、

十月廿三日

御書院番

頭

御小性組番頭

同年十一月廿八日

去廿四日、 御目付鈴木伊兵衛両番頭詰番江中聞候者、 今日両番頭申合、 両番頭御先

書付伊兵衛江差出申候事

安藤伊勢守 岡部左衛門佐 ^{盛明、書)}

番代何頃 ゟ 罷出 代候 也 書付 可差 出旨 申聞 候 付、

不

元禄二年巳正月廿日 御成之節ゟ御先番代罷越候、

以上、

十一月廿八日

① 10

享保六辛丑年五月十三日

御目付仙波七郎左衛門為見候書付左之通、 (a)應、目世 吹上江御成之節、

傘差

越申度節、 御目付江可申達旨申聞候事、

上野・増上寺 御参詣之節、 御供傘為持候義、 向後相止可申

候

尤上野・増上寺其外 御成之時も同前可被心得候、 若雨降出候

御徒目付なとへ申聞、 同勢之方

方取寄、 夫々ニ相渡候様

丑五月

被致候、以上、

不及候、

前々ハ両番頭不限遠近御供ニ不罷出候由、

御小性組番頭 御書院番頭

自今者窺之通御供罷出

右三付、

御支配方御退出候節、

但、

松平内匠頭義者御鷹野

御成之節者、唯今迄之通たるへく候

詰番之両番頭御礼申上可然旨、

佐

① |-|11

渡守殿被仰二付御礼申達候之事

同十一两午年正月十六日

西丸御供番

丸詰勤方有増書付差出候之様被仰聞候付、 則認進達候事

-45 ---

[八]

見出し

御小性組西丸御供番西丸詰書付

西丸御供番、 共二御供相勤候、 番 頭者 御先江参 大納言様紅葉山 番頭者致在宿 御目見仕候、 御城外江 御成之節組頭・組とも御供番 御成方角もし出火之節、 御成候節、 組頭・組 御供

残り組を召連、 途中迄罷出候、

西丸詰、 大火之節者、 番 頭・ 組頭・ 組共二西丸下者御厩前江相

詰申候

御小性組詰番

阿部出雲守

正月十六日

① 14

本坊

看病断

元文二丁巳年六月七日

来九日上野御成被 両番頭

方伺候処、 且又中堂御番・本坊御番之両番頭 九日上野江 御参詣被 御附札を以被仰渡候事、右者今年御本坊御焼失、 仰出候者、 仰出候者、 本坊御番詰所之儀西尾隠岐守殿江 本坊御番何方江勤番可仕哉、 御目見之儀、 前々之場所にて 来

六月七日

飛在哉、

奉窺候、

以上、

小性組番頭

御書院番

頭

① 12

享保十二丁未年二月四日

御目付松波甚兵衛申聞候者、御休息 御普請之内、吹上江被為 (注養、自性) 落字歟 門御道筋ニて有之候御先勤吹上江遣候節、 成候得者、 御風呂屋口ゟ御長屋御門御玄関前、 御玄関前江廻し置、 中之御門ゟ寺沢御 御

と今日当番之御番衆江申達候事

可罷越候、

尤御徒目付致案内候哉二候、

右之段御番順申送候様ニ

御番衆御先勤之場所江

駕籠御玄関ゟ御風呂屋口江廻候を見候而、

同十七壬子年六月七日

① 13

[九]

- 44 —

候故、 之哉、 御目付田屋仙右衛門申候者、昨日出候御番書御先番認方、 紙之通ニ認可申候と申合候事、 義無之故、 左候者見出し二色候段、今日之両詰番之名相認差越候様申 両番頭・詰番申合、 助之詰紛敷候旨奥ゟ申出候、 右之通書付仙右衛門江差遣し、 則部屋張紙も認直候事 別紙之通認候而、 向後別 色可有 組と申

見出し此通ニて色御座候

水野河内守 水谷出羽守

六月九日東叡山勤番書之内

介青木縫殿介

青山丹後守組

介水谷出羽守

中堂 上城帰休

久貝因幡守組 (正順、書)

- 十八世紀江戸幕府軍事部隊の古記録の翻刻と解説 -

御附札本坊御番茂此度者中堂江相詰候樣可被致候 御目付可被談候

① |-|15

同年八月九日

、大目付鈴木飛騨守申聞候者、

御宮参之節行列、 明番・ 御供番も

内意被申聞候付、

両番頭申合、

左之通書

付認、 飛騨守江相渡候事

可罷出旨御沙汰有之由、

御小性組方

本御番・詰御番相残り行列ニ五人罷出候、 尤御先番者 御先

江罷越候、 以上、

八月

御小性組方

① 18

寬保三癸亥年五月六日

一、今四半時、 御部屋様 御幟為 御覧御出ニ付、 右相済候迄西丸

相達、 中ノ御部屋之人払、 部屋相仕舞候節者、 通路無之、 御留守居 御小性組方詰番用事者御多門ニて ・御目付同道ニて部屋相

右相済、 錠前致し、 家来御多門江遣候之事

① 16

元文三戊午年六月四日

大納言様平日西丸江被為 入候儀、 向後西丸方と状ニ相止候事、

申合候、 西丸御小性組方月番中根大隅守也、

御本丸方ニて致承知可然事計相止、

① 17

寬保二壬戌年二月廿日

、本多伊予守殿、 両番頭詰番江三阿弥を以被成御渡候御書付

① 19

外之義者部屋留帳二記置候樣

延享二乙丑年三月四日

一、松平左近将監殿・本多伊予守殿江伺相済候由ニて、 (紫質) 巻中) 御目

1付駒 井

靫負為見候書付、

八講御執行之事

三月十三日、

同十五日、

同十七日

御成之節

見出し両番頭江

明後廿二日刑部卿殿江 公方様 御成ニ付申合、

尤組頭可罷越候、 誰罷越候段可被申聞候

使者之間

御小性組五人

御書院番五人

右之通勤仕候様可被致候、 尤懸り御目付可被談候

二月廿日

御先番可

惇信院様御代 (總三家惠) ① 1 20

同年十月六日

堀田加賀守殿御渡被成候御書付西丸方也、

勤候事、

大御所様御規式立候而

御成候節、

大押

大納言様両御番内ゟ相

見出し両番頭江

御供番人数弐拾人ゟ不足ニ成候ハ、、

大納言様附両番之内より

右之通可被得其意候 介六人差出可被申候事

見出し 十月

大納言様両番頭

御書院番組頭 同御番衆 御小性組組頭 同御番衆

御徒頭 右雨天之節、 替御供入候間、 同組頭 小十人頭同組頭 御供揃刻限御本丸江御揃、 小十人

雨天ニ候ハ、、 御成之節ゟ御供可被仕候、 紅葉山 御成前より 御成被遊

候而被成御座候内、 若雨降出候ハ、、御案内次第早速紅葉山 御

宮下御供、 所々門江相廻り可有之候事

三月

神尾市左衛門 駒井靫負

> 勤候、 大御所様上野・ 可被得其意候 増上寺江 御参詣之節、 両御番

> > 御先番不及相

① 1 21

宝曆七丁丑年六月廿 日

一、大納言様上野江 御成之節、 西丸方御人少ニて、 西丸御小性組方

御供番薮主膳正詰番相勤候付、 ®人 m小 御供番介御本丸方
か小浜民部心得

候事

① -22

当御代

宝暦十一辛巳年五月廿日

御目付太田三郎兵衛相達候書付

見出し

御小性組番頭衆江

勤、 吹上御庭ゟ清水御屋敷江被為 壱人充、矢来御門外ニ相揃、 還御之御沙汰ニて御供方江引罷在、 御供仕、 成候節、 清水御屋敷ニて直ニ勤番相 御供之番頭半組充、 矢来御門迄御供仕候事 組頭

同勢押御番衆四人、 矢来御門外ニ罷在、 致 御目見候事

同勢者竹橋御門外御堀端二差置候事

衣服平服候事、

右之通伺相済候付、 御達申

以上、

候、

[---]

- 十八世紀江戸幕府軍事部隊の古記録の翻刻と解説 -

五月

太田

一郎兵衛

① -23

一、御目付太田太郎兵衛、両番頭詰番江申聞候者、同十三癸未年正月十五日

向後吹上

御成

_

頭江申達、朝之内組頭より御目付江差出、詰番之番頭らも右書付被 仰出候以前、御先勤之心得三て差出置候様申聞候付、其段組急三被 仰出候義も難計候付、御先勤両御番名前書付、 御成不

① 1 24

扣差出候事

同十四甲申年四月廿三日

ケ・ お被仰 御目付石河玄蕃、 日於 被申聞候由被申候付、 唯今迄者 金 田能登守江御夜勤之砌申聞候者、 還御之節両度共二御装束所江被為 聞 城、 民候義ニて無之、 還御之節御装東所江被為 両番頭申合、 御書院方本御番稲葉紀伊守・御小性組方本御番 (注) き 御先番之両番頭 御 石河玄蕃江懸合候処、 :側衆

おは

はよし、 上野・増上寺 入候処、 御目見場所之義、 入候、 此度之義も水野 御先番之為心得 此義者若年寄衆 向後者 御参詣之節 御成懸 同廿五

> 以 江可申達と存候段、 汰も有之候ハ、、 目見仕候心得二罷在候、 増上寺表門内ニて一度、 兼而御目付江懸合置候段、 玄蕃江申達置候事、 此段此方ゟ若年寄衆者不申 御装束所前ニて三度、 其節ニ至り若年寄 中達候、 都合四 若御 度 御 沙

、上野 御目見場所者唯今之通り無別事

右之通同晦日増上寺 御成之節、御書院かた御先番酒井伊予守・

御小性組方御先番神保備前守四度

御目見仕候事

遠 御成之部

② 1

有徳院様御代

享保二丁酉年五月七日

院番頭・御小性組番頭、 御成・ 還御共、壱人立御供仕候筈、大久保佐渡守殿御渡候由ニて、御目付稲葉多宮為見候書付、御書

此段可申談事、

之通被仰渡候、、右多宮為見候御書付之趣、難心得三付、佐渡守殿江相窺候処、左

豊後守御目付江被達候趣之旨、

玄蕃申聞候付、

同廿八日、

御書院

申

玄蕃江申談候者、

右

御

目

見場所之義、

臨時御立寄之格

先、隅田川木母寺辺迄罷越、 還御之御供可仕候、両番頭之内、御鷹野之節、両番頭之内、 御成・ 還御とも申合、壱人者 御

其外心掛可申候、

乍去急度見届候事

二者無之候、

委細者稲葉

御供仕候得者御用弁候間、 其通可申合と被仰聞候事

遠

御成

還御とも享保四戌年頃ゟ御風呂屋

Ē

成

表向 御成之節、

御目見無之事

書院方・御小性組方代々右之通相勤候事 此以後御鷹野之節、 両番頭壱人者 御成御供、 壱人者 還御之御供相勤候 尤御

2 2

同月九日

大久保佐渡守殿、 両番頭詰番江被仰聞候者、 御鷹野 御成之節、

候間、 成候へとも、 御先懸放シ候所御座候間、 抔と混雑可致候得共、 何茂不及平伏、 兼而相心得可被在之、 立候而可罷在候、 夫共無搆相立可申候、 御供之立前見合可申候、 若御鷹抔それ候ハ 尤 御先二而御差図可被 御目通遠くも御 御徒・小十人 御番衆

多宮・仙波七郎左衛門江承合可申候旨、 被 仰候、

(2) 4

享保二丁酉五月十日

、若年寄中・ 御側衆・ 番頭、 右供者同勢之跡少引下ケ可差越候

② -5

同年七月廿五日被 仰付候御書付、

早朝より御鷹野 不及罷出候、 五ツ時御供揃之節者可為前々之通候、 御成之節、 大目付弐人、外者詰日詰番之面 以上、 一々茂

七月

早朝御供揃之節者明番之者居残 御目付鈴木伊兵衛を以被 仰聞候事 御目見可仕旨、 大久保佐渡守殿

② 6

同月十一日

肥前守 御成御供仕候隅田川初御鷹野之節、

御小性組方稲葉下野守痛所二付、

御成御供仕候、

御書院方酒井因幡守

還御之御供仕 於御納戸搆詰番

候 田

事、

右

御成者六半時御供揃にて、

之三番頭申合

御目見、

於御白書院御縁頬明ケ番酒井対馬守・組(囊)(生)

御成之節、

頭金田周防守・桑山源七郎(正明、小性組組頭) (1規、小性組組)

御目見、

明番之御番衆、

於御番所之

2

3

享保三戊戌年正月廿四

戸

御目付稲葉多宮為見候書付、

者暑気ニ付而被遊 **岬鷹野之** 御成之節者、 御免候ハ、、早速御徒押歟御小人押江申聞 向後天気能候共菅笠為持可申候、 雨天又

取寄用可申候、 尤面々菅笠印付置為持可申よし可被相触候、 以上、

御縁頬 御目見之事

- 十八世紀江戸幕府軍事部隊の古記録の翻刻と解説 -

② 7

同四己亥年四月四日御書付出

見出し両番頭江

御鷹野 御成之節、 向後御供之内

ら御膳所勤番可仕候、 広所者四

両御番

五人、 狭所ハ弐三人ニても相詰可申候、 還御之節も御供可仕候

② 1 8

同五庚子年三月十八日

品川筋 大久保佐渡守殿於桔梗之間御渡被成候御書付 御成之節、 只今迄東海寺江新番頭・

候所、 向後相止可申候

共 両御番之御供番東海寺辺迄御供仕、 両御番ゟ五六人充東海寺 御先番江可遣候、 直ニやけい坂江被為 東海寺江被為 成 候

者両御番相残、 入候ハ、、 直 御先番勤候場所江被為 還御迄可罷在事、 此外何方江も新御番之御先番 入候とも、 右五六人充

差出候義相止申候、 両御番御供より只今迄之通

享保五庚子年八月十日

明日雑司ヶ谷筋ゟ王子筋江御鷹野付、

大久保佐渡守殿江相伺候処、

以

御書付被仰渡候事

申聞候事

両番頭ゟ出火之節罷出候場

9

私に日、 右両番頭組共寄場、

此已後 御成之度々寄場書付伺之上御渡候事、 以後ハ略ス、

つれも当時御定之通也

② 10

同年九月廿三日

組 共ニ

御先番罷越

御鷹野 之旨、 不申候様、 両番頭江御目付小笠原平兵衛申聞候事, 還御之節、 面々家来江可申付由、 御供同勢、 途中

合散候様相聞候、 組々

合御供 ニ罷出候間 向後堅く散 申 聞

② 11

享保七壬寅年四月十一 日

御先番可遣候事

一、大久保佐渡守殿被仰候由、 成候御供間ニ合不申候とも不苦候、 不及候、若六ツ半時頃ニも雨晴候ハ、早々可罷出候、 野御供揃五つ時之節、 御目付稲生治郎左衛門申聞候者、 御跡より欠付候様ニも可致旨 其節被 御供中罷出 御鷹

見出し

両番頭

雑司谷ゟ王子筋 御成之節、 戸田・岩渕筋之節之通

御小性組番

巣鴨庚申塚

御書院番頭

[一四]

-39

② 13

同月十七日

明十八日駒場野江御猪狩二付、

大久保佐渡守江進達之書付

本御番 御供番

二丸御番 御先番

酒井豊前守 石川丹後守

仙石因幡守 仁木周防守

西丸詰明置申候、 詰御番

安藤伊勢守

介仙石丹波守

三月十八日

御小性組方

山里詰明置申候、

御供番 高

高木伊勢守

御場 罷越候、

藤堂伊豆守

② 1 12

同八癸卯年三月十六日

、大久保佐渡守殿口上ニて両番頭詰番江被仰聞候者、 分者勝手次第可罷出候、尤右名寄も可書出旨被仰聞候事、 番差合不申候様 二可致候、 番頭中御供望之もの、 大勢ハ不相成候、 右罷出候性名幷組々らも若キ面々望之 三四人罷出可申候、 御猪狩之節、

騎馬勢子相勤候者、 乗候やうこと御目付稲葉多宮被申聞候事、 鑓ニて鹿を突留候様ニとの事ニ候間、 於御場竹鑓幷采幣可相渡候間、 右馬も物おち無キを心かけ 左様相心得

享保八癸卯年十一月七日

② 14

一、昨七日小菅筋江為御鷹野被為 ニ て 江も先例を以御内談ニ及候由、 周防守組与頭池田修理丼組中頂戴被(km, 小) (&w, 小性粗粗頭) 防守も今朝大久保佐渡守殿江計為御礼罷越候 小性組方松平内匠頭於御場修理江中聞候、右御礼之程、 義者大久保佐渡守殿江罷越、 御拳之鴈之雑応幷御酒、 御番衆江周防守宅江罷越候様ニと、 成候節、 内匠頭より周防守方江申越候、 御供二罷出候御小性組方金田 仰付候、 於 御成先中台院御膳 依之為御礼、 佐渡守殿 修理 御 周 所

② 1 15

享保十乙巳年十月九日

見出し

両番頭江

申候、 御鷹野御供之節、自今弓持参候面々、 御目付可被談候、 御茶弁当之辺ニ御供為仕可

様、 大学申聞候事

右

唯今迄之通御供揃場江罷越、

其節供之組頭御目

付江談候之

石川丹後守

御小性組番頭

三月十七日

② 16

同十一丙午年十 一月朔日

[一五]

38

- 十八世紀江戸幕府軍事部隊の古記録の翻刻と解説 -

節 出雲守於御膳 覧、 御礼過品川御殿山江被為 組頭・ 於御膳所組 御 番衆 所 頭幷御番衆御酒 御 前江被 御目見、 成、 召出 騎馬懸り之組江鞠突被 上意有之、 大和柿被下、 御酒被下候事、 且酒井紀伊守・ 東海寺江被為 御番衆為御 阿 礼 部 成

仰付上通、間違無之様ニ順立候様可被心得候

一、輪より直ニ外江落在之、乗出候節者、至其節差図可

御場江諸事作法能様二可被心得候、

二罷在候様可被申付候、組々ゟ御帳番壱人ツ、出候而、差引致候供之面々集り所二罷在、不作法無之様申付、尤外江散不申、一所

間、可有其心得候、

② 17

頭之宅江罷越候事

享保十一丙午年十月七日

一、騎馬相勤候御番衆江申渡候書付

御番衆江申渡覚

相心得、遅キ馬ハ追候而、輪並揃候節、拍子木打可申候間、早速次、間切レ不申候様可被心得候事、両輪ニ成候て輪切レ不申様被、鶉落有之、鼻乗組頭衆被乗出候ハ、、名々順之通段々一所ニ乗

馬留候而、馬之鼻輪之内Ξ向ケ可被申候、留候節も馬出入無之様

可被心得候、

一組切合印之羽織可被着用事

申候様被相心得、尤輪之内被遊御入候而、元之通馬立可申候、輪一、輪之内江被為 入候節、御馬被為 召込候処見合、三四人も開被

付候様可被致候、 之外江被遊 御出候節茂、右之通可被相心得候、其節面々馬ニ心

間、順立之通混雑無之様可被相心得候事、尤馬建候場所江順立之一、輪解之節、番頭麾ニ而差図可致候、鼻乗之組頭より乗戻し可申候

2) 1 18

享保十五庚戌年二月廿二

、御猪狩ニ付、番頭中ゟ御番衆江申渡候趣、左之

御番衆江申渡覚

一、御場所巣鴨辺より鼠山迄被為 成候

、御番衆巣鴨真性寺門前江揃可被申候

次第突留可有之候、巣鴨ニて者、御供之両御番打込、歩行立にて御網外ニ罷在、差図

網江懸り候節、是又差図次第突留可有之候、鼠山ニて騎馬被「仰付候、此節も両御番御網外左右江分り、猪御

組切羽織着、尤鞭差、竹柄鑓為持可申候、

通ニ可被相心得候事、一、組々より同勢世話役壱人充可被差出候、勤方者駒場(御成之節之)、組々より同勢世話役壱人充可被差出候、勤方者駒場)御成之節之

御番衆口付ノもの、是又真性寺門前ニて同性世話役より請取可被

申

候

[一六]

申事

鼠山二而騎馬立幷勤方覚

鼠山江被為 入候者、 騎馬之御番衆直ニ銘々之馬ニ付、 川越道 通

りニ並居申候様可致候事

右世話之義者、 組頭世話可致事

馬(乗 番頭馬者川越道江差遣候, 番頭も右之通 三罷在、 御差図次第二致

建場江可相越候事

御書院方 御左、 御小性方 御右、

右之通御網外一行二騎馬立可申候、

但、此方

方差図無

之内者、

騎馬

之御番衆

竹鑓之

鞘はつし

被申間

敷候、 尤騎馬懸

ケ引之内、穂先を随分下ケ可致馬上候

御網之内江猪出、 乗出、 但、 御書院方ハ乗合、御網をもれ候猪を引包突留可申候 網ゟ懸可申候様子ニ候ハ、、 鼻乗組頭より一行

被申候、此節惣騎馬混雑無之樣可被申合候 右之節、入乱突留候義者無用ニいたし、 銘々騎馬之手近江寄候所を突留可

右之猪突留候歟、 又者騎馬をもれ出候者、 早速最寄之立場江跡よ

ŋ 一行ニ引取、 騎馬順立可致事

但、 幾度も右之通相心得可申候事

騎馬順立之跡先江組頭乗可申候

番頭者一行之騎馬立之内見合乗可申事

鼻馬のり出候節者、

番頭馬、 口附之者竹鑓為持、 騎馬立後可差置候事

懸り麾一ツ、引取候節、

引麾

ツ振可申事

御番衆馬、 口附之者も右之所江可差置候事

> 鼻乗組頭之脇ニ乗候番頭、一 度切二入替可相勤候事

同勢世話役ニ被出候衆より、 可被申候事、 御番衆口附之者真性寺門前ニて請取

② 19

享保十八癸丑年二月十三日

今日於新部屋松平専助江、(正)(当里、小納門 肥後守致対談候処、 先達而本身之鑓両御番弐拾本致持参候様申聞 中里御猪狩之節戸田土佐守· ^(忠胤、書) 三浦

子御番衆江銘々可申渡旨申合候事

候得共、

本身猪鑓所持之面々者不残持参可致旨申聞候、

御猪狩勢

② 1 20

元文元丙辰年八月十三日

一、信濃守殿御渡之由西丸御目付より相達候書付、「治農貞西苑華湾」 大納言様小菅

止宿 御成ニ付下人定 御

奥向侍両人鑓・挟筥・草り取、(履) キ家者一人分計下宿も可有之候 性家坐狭により主人両人或者三人之下人組合可為相宿候、 外二中間壱人可召連候、 下宿之百 格別狭

表向頭役御目付之下人ハ、常之御鷹野被為 成候節之通り可召連

幕為打可申候

御物頭者同し為ニ罷越候間、 外よりハ少し人数も可召連事

御番方之面々、 知行之高下之無差別、侍者弐人又壱人成とも勝手

- 十八世紀江戸幕府軍事部隊の古記録の翻刻と解説 -

候、尤幕者為打申間敷候、下人組合之義ハ前條奥向之通可仕候、次第、鑓・挟筥・草り取、外ニ中間壱人可召連、馬為率候不及

右之趣向々江可被相達候、

右已下是に准し人少ニ可召連候

② 1 21

被仰渡候事、一、板倉佐渡守殿去十三日伺書進達候処、元文元酉辰年八月十六日

之節、御間欠申義も可有御坐候也と奉存候ニ付、代合相勤候様仕成候へとも、御小性組方ニて者壱人之儀ニ付、病気又者痛所等有急代之義、御書院方ニて者勤番之組頭有之候間、介合之義も可罷候、日々御供仕候間、難相続可有御坐と奉存候、其上病気之節、候、日々御供仕候間、難相続可有御坐と奉存候、其上病気之節、

八月十三日

度奉存候間申上候、

以上、

御小性組番頭

書面之趣難成候、小菅御逗留中若病気ニ候て、其節代合候様可被致候

内 御泊御鷹野之節、 付 も有之候へとも、 御供番之内御人少之節者、 病人等致出来候上、 御小性組方ニ者御供番 御小性組一 御書院方ニて者勤番之御供番 組御供仕候に付、 勤番之内より介候得而も相勤申義 組計之義ニ付、 御供之御番衆之 組罷越 御人不 候

相障候様、代合相勤申候様仕度奉存候、以上、足罷成候節、介立之儀差支御間欠可申也と奉存候之間、御鷹野

八月十二日

御小性組番頭

御付札

書面之趣難成候、小菅 御逗留中もし病人等有之候ハ、其節代合候様可被

② 1 22

今日御附札ニて寿阿弥を以

同月廿七日

一、先達而之伺書、小出信濃守殿御付札=て被仰渡候之事|

一、御供番之御番衆、衣服平生之御鷹野之通相心得罷出候事

御付札

可為此通候

之御番衆召連、何方江可罷越候哉、、御供番之番頭、平生御鷹野之通御止宿、近辺出火之砌者、御供残

御付品

此義追而可相達候

代り合、隔日ニ相勤候やう可仕也、一、御供之御番衆 御止宿より御鷹野被為成候節者、一組之内半分充

卸付品

此義難成事 三候、一組罷越候分、 御成度々不残御供可仕候、

不

右之通奉伺候、 以上

八月十一日

御小性組番頭

② 1 23

元文元丙酉年九月三日

騎馬掛番頭より御泊御鷹野之節、 申候哉と伺候処、 勢子御番衆も一統御供番心得可

一統御供番相勤可申旨、 西尾隠岐守殿被仰渡候

事

② 1 24

同月廿日

小出信濃守殿、 小菅

御止宿御供之御番衆人数定之御書付御渡候

御小性組番頭江

御旅館江相詰候御供之御小性組人数弐拾人可差出候、

頭可罷越候、

右之通相心得可被申渡候

② 1 25

同五庚申年閏七月十四日

大納言様深川筋江被為(總三家重) 成ニ付、 西丸方両番頭ゟ水野壱岐守殿江

2 2 28

当御代 (徳川家治)

何書致進達候処、窺之通可仕旨被 仰渡候事、

明十五日深川筋江 節乗付罷出候場所、 御成被仰出候 組者永代橋 一組者両国橋江罷出候様可仕 初而之義二御座候間、 出火之

哉奉窺候、 以上、

閏七月十四日

両番頭

2 26

同年八月六日

水野壱岐守殿、西丸若年帝) 西丸両番頭詰番江被 仰聞候者、

深川

御成之

前々川筋江被為 成候通、 本願寺前両国橋江乗付之もの可罷

出候、 去十五日 御成之節者、 急成義故伺之通被仰渡候旨被仰聞

候事

寬保三癸亥年四月十六日

② 1 27

尤組

、近々騎馬勢子入候 都合弐拾人差出候様、 御成御沙汰ニ付、 外之組より者出不申候旨、 今度騎馬懸り之組より五人 西尾隠岐守

殿被仰渡候事

宝曆十二壬午年三月廿五日

- 十八世紀江戸幕府軍事部隊の古記録の翻刻と解説 -

大的被 中野筋江為 仰付之、 御延気被為 四本中之分者於御場録被下候事、 成、 於 御成先御供之両御番弓御用江

但、 候、 尤 御供弓不残罷出候、勿論両御番之外、 御成前々日、性名御書付、水野壱岐守殿ゟ三番頭詰番江御渡之事、(忠定、西丸若年寄) 大御番・新御番・小十人組合も罷出

② 1 29

宝暦十二壬午年四月廿 二日

、今日雑司谷筋為 中奥御小性衆江、 乗馬被 御延気被為 仰付 成、 上覧之事、 於 御成先御供之布衣以上弁

明和元申十月廿三日

別段 内膳正・神保備前守罷出、於御場四人共乗馬被(醫・少)(後)。 御召之御馬ニて乗馬被 仰付、 其後於御膳所四人共二被 仰付候、 内膳正

② | 30

駒場野 御成之節、

召出、 御懇之 上意有之、御酒頂戴之仕候、 尤采幣腰ニさしな

② 1 31

から

御前江罷出候、

中奥御小性衆も罷出候事

寛延元辰年九月十一日

大御所様為

御延気、

羅漢寺江被為

成候、

見出

騎馬懸り大久保下野守・大久保豊後守・水野 (sell き)

明日 九月十日 御成御供被 仰付候、 羅漢寺迄御先江可罷越候、

別紙

御小性組

大的射手性名

佐野右兵衛尉内 成瀬惣十郎

※以下同)

三上与九郎 谷縫殿助

本多三五郎

御小性組番頭 江

十一日供揃五半時、

御番方射手弐拾人、明朝六半時羅漢寺江相揃可申侯, 但、例御供弓之者も(☆通欠カ) 御成之節御供ニ不及候、 直ニ羅漢寺江罷越、 弓之支度等

可仕候、尤 還御之節者例之通御供可仕事

御先江御小納戸頭取目賀田長戸守罷越、 (守或、西丸小納戸頭取 射手之作略可致事

右之通可相心得候

別紙 九月十日

御 一小性組番頭江

佐野右兵衛尉

仙石丹波守

-33 —

[二0]

西山八兵衛 出版 (編門)

他石丹波守組 大嶋雲四郎 活響四郎 花房兵右衛門

三田主計

国書データベースによった。(1)「御小性組方例書私録」の読み方については国文学研究資料館提供の

(4) 江戸幕府十代将軍。在職宝暦十年(一七六〇)~天明六年(一七八(3) 小性組に関する説明については『国史大辞典』「小性組」の項、根岸(2) 『改訂増補内閣文庫蔵書印譜』国立公文書館、一九八一年

たい。 (5) 上巻・下巻ともに一丁目表に編者によるものと思われるご種類の捺 (5) 上巻・下巻ともに一丁目表に編者によるものと思われるご詳細

6) 国立公文書館所蔵(内閣文庫、一六四-〇〇一八)

院、一九八三年。該当箇所の翻刻文は石井良助編『徳川禁令考』前集(7)『内閣文庫所蔵史籍叢刊』第二六巻〔教令類纂二集(三)〕汲古書

第四(創文社、一九五九年)に収録されている。

(8)「私録」と同じ性格を持つ資料としては「御役ニ付万事私之覚書」が

いる。

「は世前期の小性組が職務を遂行する際の行動基準を分析してとして、近世前期の小性組が職務を遂行する際の行動基準を分析してとして、近世前期小性組番支配の一考察−支配方と番の自主運る。福留真紀「近世前期小性組番支配の一考察−支配方と番の自主運る。福留真紀「近世前期小性組番支配の一考察−支配方と番の自主運る。福留真紀では、内閣文庫、一五二−○一一四)。同史料はある(国立公文書館所蔵、内閣文庫、一五二−○一一四)。同史料は

系』(東京都)より。)。観理院は日枝神社別当、樹下民部は日枝神社神主。『日本歴史地名大

(10) 貞享二年(一六八五)の干支は乙丑、同四年の干支は丁卯。よって(10) 貞享二年(一六八二)の下支は乙丑、同四年の秋山摂津守喬知は万治年数か干支のいずれかが間違っている。文中の秋山摂津守喬知は万治であると判断した。

(11) 家重側室、家治生母。法名至心院。

- 21に登場する太田三郎兵衛(正房、目付)の誤記か。(12)『寛政重修諸家譜』『柳営補任』に太田太郎兵衛なる人物は見えず。

(3) 松平内匠頭乗興を指していると考えられるが、同人は享保七年(一人名が間違っていると思われる。 とすると、この条の日付は正しい。よって、猟をしたとの記事があることから、この条の日付は正しい。よって がぶしたとの記事があることから、この条の日付は正しい。とすると、この 人名が間違っていると思われる。とすると、この (3) 松平内匠頭乗興を指していると考えられるが、同人は享保七年(一人名が間違っていると思われる。

末尾に付け加えたのであろう。狩猟と弓術上覧を実施したことが記されている。書き漏らした記事を狩猟と弓術上覧を実施したことが記されている。書き漏らした記事をは、寛延元年(一七四八)九月十一日に大御所吉宗が羅漢寺の近辺で時系列がおかしいが、「惇信院殿御実紀」(『徳川実紀』第九巻)に

14

(二〇二三年十月三十日受理)

(1)